

群馬県警察指掌紋取扱いに関する訓令

平成 11 年 11 月 1 日
本部訓令甲第 15 号

〔沿革〕 平成 12 年 12 月本部訓令甲第 24 号、17 年 3 月第 2 号、19 年 9 月第 16 号、
20 年 8 月第 9 号、令和 6 年 3 月第 9 号改正

（概要）

この訓令は、指掌紋取扱規則（平成 9 年国家公安委員会規則第 1 3 号）及び指掌紋取扱細則（平成 9 年警察庁訓令第 1 1 号）に定めるもののほか、適正な業務運営を図るため、指紋及び掌紋の取扱いについて必要な事項を定めたものである。